

損害賠償額の決定について

本案は、清掃車の交通事故の損害賠償額の決定を求めるものです。

【概要】

令和7年7月14日、港区港南三丁目9番59号のみなとりサイクル清掃事務所駐車場内において、区の清掃車（軽小型貨物車）が後進した際、清掃車の後方を歩行していた相手方に衝突し、相手方を負傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方歩行者が負傷したことに伴う損害額は、次のとおりです。
相手方：113万5,084円（治療費、休業損害、慰謝料等）

【責任の割合】

区：70% 相手方：30%

【損害賠償額】

113万5,084円※

※損害賠償額の算定においては、任意保険では過失相殺により補償金額が減額される一方、自賠責保険では被害者の責任の割合が7割未満の場合、過失相殺による減額は行われません。本件では、自賠責保険による補償金額が任意保険による補償金額を上回ることから、被害者救済の観点から自賠責保険の補償金額を適用します。

【事故状況図】

